

# 袋井市の景観計画をつくりまします



太田川や原野谷川、小笠山や浅羽海岸などの豊かな自然環境に囲まれ、遠州三山や  
旧東海道などの歴史的・文化的資源に恵まれている私たちの袋井市。

市ではこれらの美しい景観を守り育て、地域の特性にあった景観づくりを進めるた  
めに、景観の計画づくりに取り組んでいきます。

◎都市計画課計画係 44-3122

## 国による景観法の制定

平成17年6月に景観づくりにつ  
いて定めた景観法が施行されまし  
た。

戦後、日本では急速に都市化が  
進み、経済性や効率性を重視した  
まちづくりが進められてきました  
が、近年では地域の歴史や文化、  
特徴を生かした個性ある美しい街  
並みをはじめ良好な景観づくりが  
求められるようになってきました。

これまで景観づくりは、各自治  
体がそれぞれ独自にガイドライン  
や条例を作り、整備や保全に取り  
組んできましたが、景観法の制定  
によって、法的にも景観づくりへ  
の根拠が示され、景観に対する基  
本理念や整備についての制度が整  
えられたこととなります。

## 景観行政団体と景観計画

景観法では、地域の景観行政を  
進める主体を「景観行政団体」と  
定めています。都道府県や政令市、  
中核市などがこれにあたりますが、  
景観づくりに積極的に取り組む意  
欲のある市町村も都道府県知事の  
同意を受けることによって、景観  
行政団体となることができます。

景観行政団体になると、良好な  
景観の形成に関する方針や開発、  
建築など一定の行為に対する規制  
や景観上重要な建造物または、樹  
木の指定などを定める「景観計画」  
を独自に策定することができますよ  
うになり、地域の特性を生かした  
景観づくりがより効果的に行える  
ようになります。

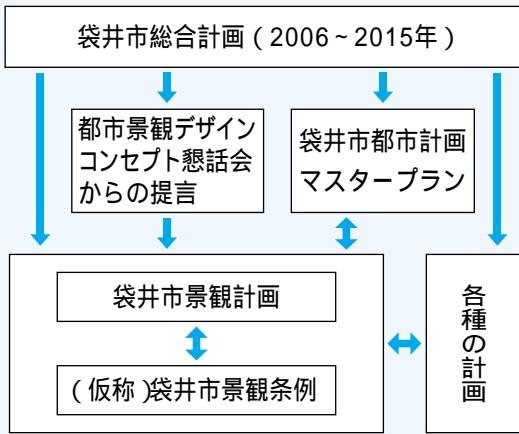
袋井市の景観づくりの必要性

袋井市は、美しく広がる茶畑やのどかな田園などの豊かな自然に加え、遠州三山や旧東海道などの歴史的・文化的資源、鉄道や高速道路などの主要交通網を備えた情緒あふれる美しい都市です。

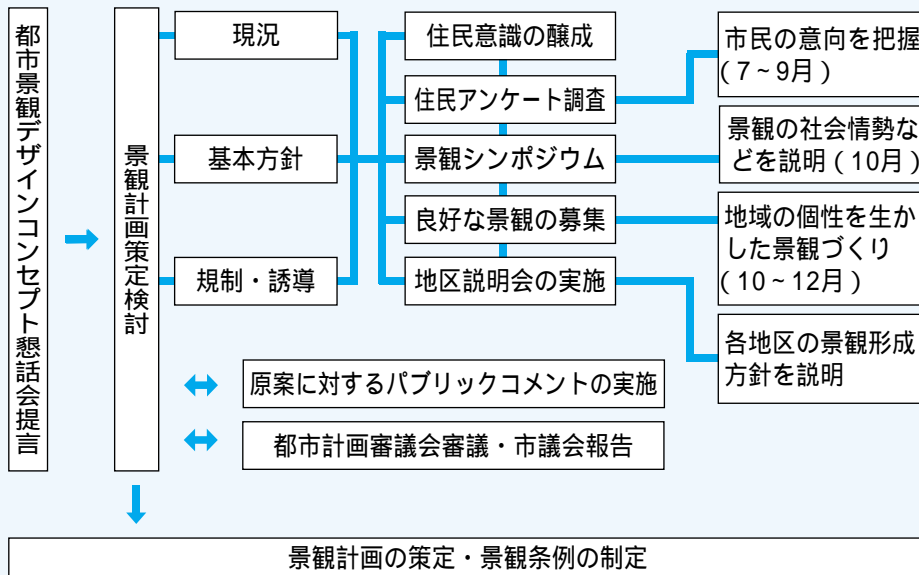
これらの貴重な資源は、自然環境や先人たちから受け継いだものであり、今後も適切に保全・活用して、次世代に継承していかねばなりません。

平成18年度には、市の景観をより美しくするために、学識経験者などによる「袋井市都市景観デザインコンセプト懇話会」が設置され、市の総合的な景観づくりのあり方について提言がまとめられました。

袋井市景観計画の位置付け



景観計画策定の進め方



景観計画の策定・景観条例の制定	
景観計画区域の設定	良好な景観の形成に関する方針
良好な景観の形成に関する方針	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	景観重要建造物、樹木などの指定
景観重要建造物、樹木などの指定	屋外広告物の表示や設置に関する事項
屋外広告物の表示や設置に関する事項	

推進施策	景観計画区域の設定	良好な景観の形成に関する方針	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	景観重要建造物、樹木などの指定	屋外広告物の表示や設置に関する事項
	袋井市全域を景観計画区域に設定し、各地域の個性を生かした景観の維持、継承、創造を進める。	市内全域で景観上の特性や課題、将来の景観像などの基本的な指針を作成する。	重点的に景観形成を進める地区を定めて、地区ごとの景観形成基準を定める。	旧東海道の松並木、川沿いの桜や神社・仏閣などの景観を保全する。	沿線地区や地区ごとに規制や誘導を行う。

今後は、より良い景観づくりが行えるよう景観行政団体となるとともに、提言をもとに市民の皆さんからの意見を踏まえて、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の制定に取り組んでいきます。

美しい優れた景観は、まち全体のイメージを向上させ、住み続けたいと思う気持ちを高めるほか、まちへの愛着を育てます。

良好な景観は短期間に完成するものではなく、そこに住む人々が時間を掛けてゆつくりと作り上げていくものであり、市民の主体的な取り組みが重要となってきます。

市と市民、事業者などが協働して良好な景観を守り育てていくことで、誇りの持てるふるさとを創っていきましょう。

景観計画の策定スケジュール  
景観計画は、平成19年度から平成20年度までの2か年で策定していきます。市民の皆さんの意見に沿った景観計画にしたいため、景観に関するシンポジウムや説明会などを行っていき予定ですので、ご協力をお願いします。